

# 令和3年2月定例農業委員会 会議録

令和3年2月10日（水）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- ・ 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受  
理について
- ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

おはようございます。

定刻となりました。令和3年2月農業委員会総会の開催前にお願いを申し上げます。

本日の会議は3つの密や50名を超える多数、不特定など、感染拡大につながる状態とならないよう、また、マスクの着用、手指の消毒など、感染拡大防止に配慮して開催いたします。出席委員の皆様におかれましては、入り口に設置しています消毒液で出入りの際は手指消毒にご協力をお願いします。また、マスクの着用をお願いします。そして、本日の議案第4号終了後には会議室の換気を行います。どうかご理解の上、ご了承をお願いします。

開会にあたり事務局長よりご挨拶申し上げます。

・局長

皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、2月農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

私の方から、もう既に皆さん方のお手元に届いていると思うんですが、広報2月号の中で、先日来、議会の方で承認いただき、皆さん方にも大変お世話になった農業振興条例について掲載をさせていただいているところです。またご覧になっていただきたいと思います。

それから、コロナウイルスの関係ですが、皆さんご承知のとおり、ワクチンの接種ということが今順次されています。橋本市の方でもいろんな調整をしているんですが、医療関係者、それから、65歳以上の方、それから、持病等を持たれている方も含めた一般の皆さんということで分けさせていただいています。3月の広報にそういった具体的な問合せ先等を配布させていただく予定をしております。

ただ、国の方では6人セットでワクチンをと言っていたのが5つセットになるとか、まだまだワクチンの確保について国の方針が定まらない中で、和歌山県にもどのように入ってくるかという状況がほとんど見えていないという状況です。

そういった中で、皆さん方にもいろんなところで問合せ等があると思いますが、保健福祉センターの2階にコールセンターというのを設置しまして、広報3月号の中にはその問合せの電話番号

等も含めて皆さん方にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先日来、2月に開催しました区長理事会において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について区長さん方にお願ひをさせていただきました。後ほど事務局より詳しい説明をさせていただきませんが、農業委員さん、推進委員の皆さんには既に区長さん等からいろんな問合せが入っているかと思ひますが、また事務局等にお問合せをいただきながら進めていきたいなど、そんなように思ひます。

以上、簡単ですが、今日のご挨拶にさせていただきます。いつもお世話になってありがとうございます。

#### ・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

#### ・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

立春も過ぎてございますが、ここ2、3日は大変寒い日が続きまして、昨日は私のところではうっすらと雪化粧というようなことでございました。

新型コロナウイルス感染症では10の都府県で緊急事態宣言が延長されまして、新規感染者はやや減少傾向にあるということで、来月中旬にはワクチン接種も開始されるということでございます。もうしばらく皆さん我慢して、頑張っ、て、予防対策をしていかないかんなどというふうにご考慮しておるところでございます。

このような中で、さっき局長からもありましたが、2月の市の広報では、「考えてみよう農業のこと」というようなキャッチフレーズで特集の記事でございましたが、農業振興条例が制定されたということの関係にあると思うんですが、市当局の意気込みを感じたところでございます。農業に対しまして関心を持ち、農業に触れて、将来的には本格的に就農の担い手になってもらい、農地の保全や荒廃防止につなげていければ、大変私たちは幸いです。

全国的には農地の権利取得に際する下限面積の要件について引下げが広がっておるというようなところをごさいまして、新規就農者へのハードルをなるべく低くして、多様な就農者を確保するということが狙いであります。本委員会では既に先般、皆さん方に承認を得まして、この見直しを実施したところをごさいますが、その効果を今後見守っていきたくいと、こういうふうにしておる次第でございます。

・議 長

それでは、2月の定例の議題に入りたいと思います。

事務局から説明がありましたとおり、本日の会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して開催しています。出席委員のご協力をお願いします。

事務局から、本日の出席委員について報告願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名全員の出席でございます。

なお、中家推進委員及び尾上推進委員より欠席の連絡がございました。以上です。

・議 長

事務局の報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会会議規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、当職から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号1番吉田耕平委員、議席番号2番木下善久委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたします。よろしく願いたします。

議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案7件、報告2件であります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を

上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。

議案書の3-1ページと位置図3-1ページをご覧ください。整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市胡麻生・・・、・・・。登記簿地目及び現況は田。今回の申請は贈与による所有権の移転です。高齢のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人に代わり、弟である譲受人が耕作を引き継ぐことで話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市の下限面積20aをクリアしており、所有権移転による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。譲受人は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、草刈り機2台、軽トラック1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市細川・・・。登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は譲渡による所有権の移転です。遠方のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と、農地の規模拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市の下限面積20aをクリアしており、所有権移転による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。譲受人は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、農業従事者は3名です。

続きまして、整理番号3番の案件について、位置図の3-3ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町嵯峨谷・・・。登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。高齢により耕作が困難となった譲渡人と、果樹を栽培するため農地を探していた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。従前、信太地区の下限面積については50aでしたが、昨年9月に別段の面積が20aに緩和されたため、今回の申請に至りました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市の下限面積20aをクリアしており、所有権移転による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。譲受人は、トラクター1台、耕運機2台、コンバイン1

台を所有しており、農業従事者は1名です。

続きまして、整理番号4番の案件について、位置図の3-4ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町・・・、・・・。登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地を相続したが維持管理が困難になっていた譲渡人と、県道拡幅工事に伴い代替地としてあっせんされた新住居の隣接地であり経営に便利と判断した譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市の下限面積20aをクリアしており、周辺農地への著しい影響はないと判断されます。譲受人は、トラクター1台、耕運機2台、コンバイン1台、田植機1台、軽四輪貨物車1台を所有しており、農業従事者は3名です。

続きまして、整理番号5番の案件について、位置図の3-5ページをご覧ください。申請地は橋本市吉原・・・。登記簿地目及び現況は田。今回の申請は売買による所有権の移転です。後継者がなく農地の維持管理が困難になった譲渡人と、農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市の下限面積20aをクリアしており、周辺農地への著しい影響はないと判断されます。譲受人は、耕運機1台、草刈り機1台、トラクター1台、乾燥機1台、もみすり機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号6番の案件について、位置図の3-6ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町名倉・・・。登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。他の事業が多忙なため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と、現在所有する農地と隣接しており柿畑として充実させたい譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、橋本市の下限面積20aをクリアしており、周辺農地への著しい影響はないと判断されます。譲受人は、軽トラック1台、動力噴霧器1台、草刈り機1台を所有しており、農業従事者は1名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いいたします。なお、会議は議事録作成のために録音をしています。マイクを用意していますので、発言の際にはマイクを使用し、発言の冒頭でお名前をお願いします。

それでは、案件1番からどうぞ。

・ 田中（里）委員

6番田中です。1番の説明をします。事務局の説明どおりで、兄弟関係で特に問題がないと考えています。以上です。

・ 議 長

案件2は私の方ですが、譲渡人の・・・さんと譲受人の・・・さん、これは親戚関係でございまして、この農地は長らく・・・さんが経営管理をしておいでございまして、富有柿を作っておられるということで、・・・さんが高齢になってきましたので、もうこの際、・・・さんに権利移譲するというところで、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

次。

・ 吉田委員

1番吉田です。3番の案件でございまして。譲渡人の正規の土地であるんですが、現在のお住まいが・・・市ということと、高齢化、それからなおかつ休憩所がないということで、今回、譲受人の・・・さん、この方は・・・でお住まいなんですが、・・・では柑橘類の栽培ができないということで物件を探していたところ、ちょうど今回この物件があり、話がまとまったということでございまして。・・・さんについてはご本人、それから、息子さんも栽培に携わるということで、・・・の現農業委員でもありますので、耕作等については全く問題ないと思います。別段の面積20aに下がりました初めての案件でございまして。以上です。

・ 議 長

次。

・ 田中（一）委員

4番、隅田の、7番の田中でございまして。今の事務局の説明し

ていただいたとおりでございまして、たまたま県道の拡幅ということで、それに・・・さんが経営困難ということで、お互いの話合いのうちでまとまりましたので、以上です。

・議 長  
はい。

・松岡推進委員

推進委員の松岡茂夫です。・・・さんと・・・さんの売買ですが、・・・さんは以前からずっとこの畑を耕作、小作をしておりましたので、・・・さんが高齢のために引きたいということで、今回話がまとまったわけなんです。こういうことで問題はないと思います。

・議 長  
はい。

・大矢推進委員

推進委員の大矢でございます。6番の案件でございますが、譲受人、双方に面談いたしました。現在、地目は畑でございますし、現状、富有柿が二十数本育っております。植わっております。譲渡人の・・・さん、昔から、親の相続物件か何かだと思っておりますが、この方は自営業をやっております、・・・ですので、もう従来からこの隣接の・・・さんがもう数十年にわたって小作をしておりましたのでございます。今回、・・・さんも自営業の関係で維持困難ということで、隣の・・・さんに譲渡すると。・・・さんの方も隣の物件であるので、やむを得なく買ったというようなことをおっしゃっていました。ですから、以上、一個も問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

・議 長  
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
ありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を  
採決いたします。  
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がありませんので、本件は原案のとおり許可することに  
決定いたします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について  
を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について説  
明いたします。議案書の取消-1及び位置図の取消-1をご覧く  
ださい。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本  
市柏原・・・です。譲渡人は・・・、譲受人は・・・。平成30  
年6月15日付で所有権の移転が許可されましたが、売買に至ら  
ず、次の相手が見つかったため取消願が提出されました。許可を  
取消ししてよろしいか。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
ありませんか。

.....

・議 長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について  
を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がありませんので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページと位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市隅田町山内・・・、位置は・・・より北東、約・・・kmに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。申請者は耕作していたミカンの木も老木となり枯れ、かつイノシシの被害、人手不足のため維持管理が困難になり、今回、植林すべく本申請に至りました。計画によりますと、ヒノキの苗650本を植林し、山林にする予定です。排水については現在と同じく、汚水、雑排水については発生せず、雨水については自然浸透となります。隣接する農地は2筆ありますが、2筆とも自己所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の4-2ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町伏原・・・、・・・、位置は・・・より北東、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請者は1年間の土砂の仮置場として使用するため、本申請に至りました。計画によりますと、造成工事等を行わず、現状のまま土砂を堆積します。排水について、汚水、雑排水については発生せず、雨水については自然浸透となります。このことについて、引の池土地改良区より水利関係の変動がないため同意書の提出は不要であるとの回答を得た旨の経緯説明書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、2筆とも自己所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、造成工事などは行わず、現状のまま使用するため費用は発生しません。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 田中（一）委員

7番の田中です。今、事務局の方から説明していただいたとおりでございまして、この山内地区におけるミカンの栽培というのは、もうこれはもう適していないという本人の判断で、植林に至ったということでございます。以上です。

・ 議 長

次。

・ 林委員

8番の林です。この・・・さんは・・・で、元々・・・で住んでおったんですが、これ弟さんで、一応、分家じゃないんですけど、相続でここ、おやじから・・・さんが、・・・さんが一応、家建てて、この東側に・・・という家、ここ家あるんです。ほんで、ここ現地も見せてもらいました。周辺がもう住宅になっておりますので、人に迷惑かかるようなことをしたらもう、そんな、・・・でよう知っと思ったから、もうそなんしたらあかんでということで、山には絶対しないでくれということ、ほして、子どもさんが遊ぶので、危ないから、ちょっと埋め立ててということは言うてましたので、これ、大量の置場にはしないようにとかは言うてます。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。どうぞ。

・ 廣田委員

5番の廣田です。1番の案件についてですが、ちょっと現地の

状況を事務局にお尋ねしたいんですが、今回申請にあがってきた周りの畑というのはどないなってますんで。何でかといいますと、苗木植えた1期は低うてお日さんどンドン当たるやろけども、将来的に木が大きくなって、わしとこの畑、陰になってしゃあないんで、どないぞしてくれというようなことがたびたび起こりますんやけども、2種農地を山林にするって、まあまあそれはそれでええんかしらんけど、周りの状況をお聞かせ願いたいと思います。

・事務局

まず、位置につきましては、周辺農地ということでございますが、周辺の農地は、隣接する農地は田が2つと山林が2筆ございます。周辺に、今、心配いただいていたように、隣の方に木が生えてきて陰になるとか邪魔になるとかということは、うちの方では想定しておらず、大丈夫かなというふうに判断しております。

あと、2種農地についての考え方ですが、農地法上の考え方でいきますと、1種農地と3種農地がそれぞれ規定をされておまして、1種農地でもない、3種農地でもないものが2種農地ということになりますので、必ずしも1種、2種、3種で順位づけされておるものではないということをご理解いただきたいと思います。以上です。

・廣田委員

山林といいますと、隣だけやなしに、ヒノキなんかを植えますと、物すごく木が高くなってくるんですよ。私の知つとる範囲内でも、若い時はよかったんですが、木が大きくなって、えらい陰になって、カメムシ湧くしというて聞いたこともありますので、その時分、わしら生きとるかどうかわかりませんが、ここで決めた者が知りませんが、将来のことを思うて、その辺のことを十分指導してあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

・議長

どうぞ。

・事務局

補足の説明になるんですが、この件につきましては、許可相当という判断を頂いたとしても、数年、幼木から大きくなるまでは

農地法の適用の範疇になります。ので、もう直ちに農地でなくなるものではございません。

あと、成長過程における話にはございましたが、これ市の農林振興課の方で、森林法の範疇になります新たな森林管理法というのでルールづけがされている部分もありますので、そこはもう関係課と協議しながら、しっかりと管理していきたいと思っております。以上です。

・ 廣田委員

ちょっと食いついて悪いですが、1個教えてほしいんですが、幼木の間は農地法としての適用をすると、もうちょっと詳しく、初めて聞きますので教えてほしいと思っておりますが、よろしく願いします。

・ 議 長  
事務局。

・ 事務局

いつから山林になるかという議論が過去にありまして、その中で、地上に植えたすぐの段階で転用をして、直ちに、例えば宅地にするとか、そういったことを防ぐためにもこの期間が設けられているというふうに伺っております。以上です。

・ 廣田委員

ありがとうございました。よう分かりました。

・ 議 長  
ほかにありませんか。

・ 廣田委員

たびたび悪いですが、2番の案件ですが、この地図を見ますと、周りにも民家があるようですし、土砂の仮置場となっておりますが、土砂の仮置きでもよく問題になるのが、風吹いた時に洗濯物へほこりが飛んできてしゃあないという話が度々起こる問題ですので、これは関係部局の指導を受けての土砂の仮置場か、それとも、まあ仮置きやさかい、ちょっと置いといたらええわという程度の仮置きでええんか、その辺、よろしく願いします。

・ 議 長  
事務局、どうぞ。

・ 事務局  
この件につきましては、土砂置場となっておりますが、1年間の一時転用ということになります。通常の保管状態につきましては、日常からの監視はもとより、高さも法律により決められているはずですので、そこらについてもきちっと関係課と連携しながら取り組みたいと思っております。以上です。

・ 廣田委員  
ありがとうございます。以上です。

・ 議 長  
ほかにありませんか。

・ ・ ・ ・ ・

・ 議 長  
質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長  
ご異議ございませんので、本件は許可相当の意見を付し、原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。  
議案書の5-1ページと位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市胡麻生・・・、・・・、全2筆。位置は・・・より西、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は休耕地です。譲受人は現在ある工場では手狭になり、新しく広い工場が必要となり適地を探していたところ、遠方のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、申請地の・・・㎡を鉄工所として工場を建設します。排水については、汚水、雑排水は浄化槽で処理し申請地西側道路側溝へ放流、雨水については集水し申請地西側及道路側溝へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されています。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町伏原・・・、位置は・・・より北東、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は畑です。譲受人は将来の生活安定を考え収益事業を思い立ち、併せて相続対策として必要と考え適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、長屋住宅1棟10戸を建設します。排水については、汚水及び雑排水については公共下水へ放流します。雨水についても敷地内で集水後、公共水路へ放流します。このことについて、引の池土地改良区及び紀の川用水土地改良区の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資通知書が添付されています。

続きまして、整理番号3番の案件について、位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市伏原・・・、・・・、位置は・・・より北東、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は畑です。譲受人は将来の生活安定を考え収益事業を思い立ち、併せて相続対策として必要と考え適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、長屋住宅1棟10戸を建設します。排水については、汚水及び雑排水については

公共下水へ放流します。雨水についても敷地内で集水後、公共水路へ放流します。このことについて、引の池土地改良区及び紀の川用水土地改良区の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、2筆とも自己所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資通知書が添付されています。

続きまして、整理番号4番の案件について、位置図の5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町向島・・・、位置は・・・より西、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請事業者は事業拡大に伴い適地を探していたところ、高齢であり、かつ遠方のため農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル288枚、合計出力77.7kW、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水については、汚水及び雑排水については発生せず、雨水については原則自然浸透とし、オーバーフロー分のみ申請地南側の既設排水路に放流します。このことについて、自治会長の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号5番の案件について、位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町真土・・・、・・・、位置は・・・、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は資材置場として適地を探していたところ、前所有者である父の死去に伴い農地の維持管理が困難になった譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、建築資材等の資材置場とします。排水については、汚水及び雑排水については発生せず、雨水については南側市道沿いにある側溝へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的の実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから随時追加説明をお願いします。

どうぞ。

・ 田中（里）委員

1番の説明をします。6番田中です。事務局の説明どおり、隣接農地、水利組合の同意書もきちんと添付されているので問題ないと思います。なお、・・・さんには、周囲にはたくさん水田があるので排水には十分気をつけてもらうように伝えておきました。以上です。

・ 議 長

次。

・ 林委員

8番の林です。この・・・さんのマツゲンの、場所は高架のちょうど東側です。高架の東側になっています。ほんで、もうこの周辺も住宅も建ってきております。ビジネスホテルもできて、いろいろと、ほして、・・・さんももうぼちぼち相続の対応せん、あこも場所も、草刈ったりしとったら大変やということ言っておられました。ほんでもう、場所的にもちょうど、住宅にはいいところですので、何も問題ないと思います。

続いて、4番の・・・さんの太陽光発電ですか、これちょうど・・・いうんですか、・・・のちょうど西側になります。ちょうど三角地というんですか、これ大阪やったら三角商売もできますけど、あそこの三角は本当に何もできないということで、隣の・・・さんももう要らないということ言っていましたので、ほして、・・・さんももう年で、全然、電話で話するのが精一杯で、つながらんようなもう状況です。ほして、あっこ、・・・というんですか、社長さんにも話聞いたら、もう太陽光発電もぼちぼちもう終わりに近づいておりますということで、まあ最後の仕事になるのかなとい

うようなことを話していましたので。北側も道路は広いし、南側も結構、拡幅で、できたら2車線位にできるような広さ。狭いところもありますから、順次開発されていったら道路も広がってくると思います。何も道路の幅においては太陽光発電には問題ないということです。太陽光発電、あっこも、しておくなら最後のチャンスだと思いますので、よろしく許可の方をお願いしたいと思います。以上です。

・議 長  
次、5番。

・田中（一）委員

7番の田中です。この5番の案件につきまして、・・・さん、・・・さんは双方同じような中小の土木建築関係の方でございまして、たまたま・・・さんが資材置場を探していたところ、たまたま見つけたということで話がまとまりました。ということで、近隣の区長なり、隣の方の・・・さんの同意も得て、現在は管理しておりますが、元々田んぼだったんですが、現状は休耕で管理しかねるとということで、・・・さんが、それだったらうちを分けてくれということで、うまく話もまとまったようなことでございます。以上です。

・議 長  
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
ありませんか。

.....

・議 長  
質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がありませんので、本件は許可相当の意見を付して原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。

議案第3号の1番並びに議案第4号の1番の件は1,000㎡以上の転用となるために、和歌山県農業会議の申合せ決議の規定により、農業委員会ネットワーク和歌山県農業会議常設審議委員会への意見聴取の対象となりますので、事務局は資料送付等の準備を願います。

ここで、冒頭申し上げましたように、コロナ対策のために5分ほど休憩をいたします。25分から再開いたします。

(休 憩)

・ 議 長

それでは、休憩以前に戻りまして、会議を続けます。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基-1ページ及び位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請は合計で4件出ておりますが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は……。利用権の設定する者は……。利用権の設定をする土地は橋本市隅田町芋生……。現況地目は田で、面積は……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、水田として利用いたします。利用権の期間は令和6年1月31日までとなっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約……。aで、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は合計7筆、……。㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。委員さんで追加説明があればお

願います。  
ありませんか。

・ ・ ・ ・ ・

・ 議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 池田会長職務代理

4番の案件ですけれども、・・・の、この何やら・・・、これはどういった会社なのでしょう。

・ 事務局

こちらの・・・なんですけれども、高齢者の介護であったり、福祉関係の事業所になっておりまして、今回、事務所の方を高野口に移転する計画を立てておりまして、その際に、介護を受けられている方と農業を通じて、健康対策であったり、そういう、農作物を作ることでも症状を和らげたりするために、少し農地を借りて野菜の栽培等をしていきたいということで、そういう形で農地を借りて農業をしていきたいというふうに伺っております。

・ 池田会長職務代理

ありがとうございます。

・ 林委員

8番の林ですけど、この・・・さんの土地ですか、これ介護のやる、ほして、ここへ薬草というんですか、いろいろ作って、ほして、ヨモギとかそういうのをやって。ほして、あっこ、見に行ったら、上からの地下水がそこへ、ほんで、そこちょっと排水を掘って、流すところないという、ほんで、あっこ田んぼでしたので、東側に排水路がありますので、これはもう公に上通りというんですか、あこに水流せるということで、排水のこれ、作るということ言うてました。ほして、あっこで元気な人がいろいろ野菜作ったりするということ、ほして、そんなことで、申し訳なかったです。説明できんかって、済みませんでした。

- ・ 議 長  
ほかにありませんか。

・・・・・・・・

- ・ 議 長  
質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長  
ご異議がありませんので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)を上程し、事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局  
それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)についてご説明いたします。

今月の申請は合計5件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。議案書の中ー1ページ及び位置図の中ー1ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市隅田町芋生……。となっております。現況地目は田で、面積は……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、水田として利用いたします。利用権の期間は5年間となっております。

今回、利用権を設定する土地は5件分、合計12筆、……。㎡となっております。

なお、整理番号3番から5番の案件につきまして、本年1月より運用が始まりました農地中間管理機構の一括化方式により申請

されたものとなっております。一括化方式につきましては、従前の中間管理機構を介した申請では、市町村から集積計画を作成し、その後、中間管理機構で配分計画を作成し、県知事の認可を得て耕作者に転貸されておりましたが、一括化方式では、次に転貸される方が決まっている場合におきまして、申請時点で県知事から転貸することの同意を得ており、農業委員会の許可が下り、利用集積計画を作成した時点で耕作者へすぐにその時点で転貸されることとなっております。本申請を行うことにより、従前より、農地中間管理機構において配分計画作成をするという処理がなくなりますので、以前よりも次の耕作者に対して転貸する権利が移るまでの期間が短くなっております。

県農業公社が今回の利用権を設定することにより農地中間管理権を取得し、1番と2番につきましては、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなっております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。追加説明があれば担当委員さんからお願いします。

．．．．．

・ 議 長

この1月から様式変わった中間管理機構、借受者と貸す人が決まっておいたら、間にももちろん農業公社が話合いの時は入るんやけども、わざわざそういうことをせんと、もうそこで、そない受手と貸手の中で決まっておいたら、農業委員会の許可を取ったらもうそれでええと、端的に言うたら、こういう解釈でええんかな。

・ 事務局

今までは、1番、2番もそうなんですが、まずは市が集積計画をここでご承認いただいた後、公示をします。その公示した後、農業公社が借手、借りる方をまた公示するというのが今までのやり方やったんですが、次に借りる人がもう事実上決まっているよということであれば、もう県知事の方から、もう市の公告をもってこの貸し借りについてはもう認めますと、一手間省かれる、スピード感を持った利用集積なり利用計画が見直されたということ

でございます。

・議 長

よう分かりました。  
ほかにありませんか。

.....

・議 長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がありませんので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  
議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご説明いたします。議案書の納-1ページと位置図、納-1をご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市隅田町中島.....。申請地は橋本市隅田町上兵庫.....、橋本市隅田町中島.....、.....、合計.....  
m<sup>2</sup>です。本申請は相続税の納税猶予の適用を受けている農地について引き続き納税猶予の適用を受けるため、3年ごとに税務署へ提出するものになります。

続きまして、整理番号2番の案件について、位置図の納-2をご覧ください。申請者は橋本市隅田町中島.....。申請地

は橋本市隅田町中島・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、  
合計・・・㎡です。本申請は相続税の納税猶予の適用を受けている農地について引き続き納税猶予の適用を受けるため、3年ごとに税務署へ提出するものになります。

以上について、書類審査及び現地調査の結果、証明するに相当と判断いたしました。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・田中（一）委員

7番の田中ですが、今、事務局の方から説明受けていただいたとおりでございまして、あまりにも、現場へ行けば、もうほんま嫌になる位です、現場見に行くだけで。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
どうぞ。

・廣田委員

基本的な話ですけど、事務局に教えてほしいんですが、3年ごとに納税を猶予してもろて、100年でもいけるわけですか、3年、3年とあげていって。

それと、この間に売買をした場合に、何%まで売買してええんか、絶対売買したらいかんのかということ、基本的な話で今頃悪いんですが、ちょっと教えていただければと思いますが、お願いします。

・議 長

どうぞ。

・事務局

まず、期間についてですが、租税特別措置法の中で20年間というふうに定められております。20年間農業を続けられたら、納税については猶予をいたしますということになっています。では、20年未満で農業をやめた場合にはどうなるかという、こ

これは納税の義務がもちろん発生しますので、税の負担をいただくということになります。

あと、売買になりますと、また違う税率とかの話になってきますので、事務局としまして、今、詳細な資料は何も持ち合わせてないです。済みません。以上です。

- ・ 廣田委員

結構です。ありがとうございます。

- ・ 議長

どうぞ。

- ・ 委員

関連してですけど、納税猶予でこれ今、たくさん農地、水田あるんですけども、納税猶予の場合は別に休耕でも構えへんのか、それとも耕作せんなんか、その辺ちょっと教えていただけますか。

- ・ 議長

どうぞ。

- ・ 事務局

納税猶予の条件の中に、引き続き農業をやっていますということがありあますので、当然、あまり休耕というのはよろしくないなど。ただ、税務署、この辺ですと粉河税務署から年に1回調査依頼がありますので、それにこういう書類を付けて、また、事務局の方でも、夏位には調査行っていますので、あとのやっているやっていないの判断は、あとはもう税務署の判断になるかなと思います。

- ・ 委員

そしたら、それは小作でも構えへんのかな。作ってもらおうという。

- ・ 事務局

贈与税なりの判断になってくるとは思うんですけども、引き続き農業をやっているかということであったと思いますので、小作であっても別段問題ないのかなと思うんですが、ごめんなさい、

そのあたりまで実は事務局の方で今、資料を持ち合わせていないので、済みません。

- ・ 委員  
あんまり多いので、作るのもかなり危険やなと思って。
- ・ 議長  
一遍その辺のところを、事務局さん、次までに一遍ちょっと調べておいてください。  
ほかにありませんか。

.....

- ・ 議長  
それでは、質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議長  
異議ありませんので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について及び報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について、事務局に報告を求めます。

- ・ 事務局  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。  
議案書の18-1及び位置図の18-1をご覧ください。整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町山内・・・です。賃貸人は・・・、借入人は・・・。戦前からの小作契約について、令和元年12月31日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。  
以上、報告いたします。

・事務局

続きまして、報告第2号 農地中間管理事業による権利設定についてご説明いたします。

議案書の中報－1ページをご覧ください。農地中間管理機構である和歌山県農業公社より、次の転貸人が決まったと報告がありました。今回の案件は1件で、令和2年12月定例会において当農業委員会において承認された案件となっております。

以上、ご報告いたします。

・議長

それでは、その他に移ります。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ。

・岡本委員

9番の岡本でございます。ちょっと過ぎたことで申し訳ないんですが、議案2号のところ、・・・さんと・・・さんが売買に至らずに取消、解約という具合になつとるんですけども、これ大体こういうようなのは、売買の話が決まると出てきとるのが、今まで私やった中では記憶あるんですけど、これから売りますので、ここと交渉しますから申請しときますというようなのは初めて見たんですけど、この辺はどうなんですか。

・議長

事務局、どうですか。

・事務局

お答えします。本件につきましては、委員おただしのとおり、当初、契約が結ばれて本委員会で3条許可を出していたわけですが、その後、返金等があり、契約が破棄されたことに伴いまして、許可を受けた・・・も登記をせず、そのままにされておったと。今回、持ち主であるお母さんの方がお亡くなりになりましたので、相続登記をされた息子さんが許可の取下げをして、また、農地を取得しようとする方がおられますので、今回の許可取り下げになったと。来月には次の3条申請で許可取得か、取得の許可申請があがってくる予定です。

・議 長

いいですか。

・岡本委員

そうしますと、その内容はもう事務局の方ではつかんでおられるわけですか、間違いなく転売できるという。というのは、今まで・・・が私どもは買ったということでおりまして、一個も管理してないなということに来て、毎年問題になっただけですけども、その辺、今度もまたそういう放りっ放しというのは非常に、売買しても放りっ放しというのは困るので、しっかり耕作できるところへの販売できるように、対策というのは何かないんでしょうか。

・議 長

どうぞ。

・事務局

許可取下げの申請の前に、実はこの同じ土地で3条の権利取得の許可申請があったんです。この際に、前の3条許可が出ていましたので、この許可を取り下げないことには許可の上に許可を出すことはできませんよということで説明させていただいて、前の3条の許可取消に至ったということでございます。

あと、農業をされる方云々の話もあったと思うんですが、農地法の許可については、人をあまり判断するわけではないので、そのあたりは推察させていただいたと思います。以上です。

・議 長

ほかにありませんか。

.....

・議 長

以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和3年2月農業委員会総会を閉会いたします。

(午前11時03分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年2月10日

会 長 土井 清美 ⑩

1 番 吉田 耕平 ⑩

2 番 木下 善久 ⑩